

福祉機器利用契約書

平成 年 月 日

甲 社会福祉法人
松山市社会福祉協議会
会長 青野勝広

乙 利用申込者（生計中心者）

住所

(ふりがな)
氏名 _____ 印

次の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

- 利用者名
- 福祉機器の種類及び数量 () (各 台)
- 利用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 利用料 1ヶ月 () 円

* 生計中心者の市県民税 ①課税されている。 ②非課税である。

上記の福祉機器貸出について上記貸出者を甲とし、上記借受者を乙として次の条項によって契約を締結する。

第1条 甲は利用者の在宅福祉の向上を図るため上記2の福祉機器を乙に貸し出しするものとする。

第2条 乙は善良な管理者の注意をもって貸し出された福祉機器を維持管理するものとし、他の目的に使用し、または担保に供してはならない。

第3条 乙は福祉機器の全部または一部を毀損し、また滅失した場合は、直ちに甲にその詳細な状況を報告し、その指示に従うこと。

この場合その事故の原因が火災または盗難であるときは、その事実を証する関係官公署の発行する証明書を添付しなければならない。また亡失または損傷が乙の責に帰すべき理由によるときは、その損害を弁償しなければならない。

第4条 乙は福祉機器を必要としなくなった時、または中止した時はすみやかに甲に変換を申し出なければならない。

第5条 甲は乙が福祉機器を必要としなくなった時、または前期各項に、違反したと認められるときはその返還を命ずることができる。

第6条 この契約期間は上記利用期間までとし、乙が福祉機器を継続して利用する場合で、甲より意義の申し出がないときは、さらに1年間自動的に延長するものとし、以後同様とする。

但し、継続契約期間中に65歳になる利用者については、その前日までを契約期間とする。なお契約の期間中であっても乙が死亡した場合は、この契約は終了するものとする。

第7条 乙の利用料については、市県民税課税世帯は上記利用料とする。但し、非課税世帯及び生活保護世帯は無料とし、この適用を受ける場合は、市県民税(所得) 証明書等を協議会長に提出しなければならない。なお継続期間中も同様とする。

第8条 この契約書に定めない事項については、必要に応じ甲・乙協議のうえ定めるものとする。